

令和6年7月19日	資料 2
第5回 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会	

一般定期健康診断における 女性の健康に関する健診項目について

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課

一般定期健康診断における女性の健康に関する健診項目の考え方①

健診の機会を活用し、労働者本人への気づきを促し、必要な場合の早期受診のほか、女性の健康課題に対する配慮を申し出やすい職場づくりにもつながるよう、「一般健康診断問診票」に女性の健康に関する質問を追加してはどうか。

＜女性の健康に関する健診の社会的要請＞

女性の健康については、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）」において、Ⅲ 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現、（5）生涯にわたる健康への支援として、②事業主健診の充実等による女性の就業継続等の支援が盛り込まれ、「働く女性の月経、妊娠・出産、更年期等、女性特有のライフイベントに起因する望まない離職を防ぎ、女性が活躍し、健やかで充実した毎日を送り、安心して安全に働けるよう事業主健診（労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断）に係る問診に、月経困難症、更年期症状等の女性の健康に関連する項目を追加するとともに、産業保健体制の充実を図る。」とされた。

また、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024（女性版骨太の方針2024）」においては、Ⅱ 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進、（3）仕事と健康課題の両立支援として、①健康診断の充実等による女性の就業継続等の支援が盛り込まれ、「働く女性の月経、妊娠・出産、更年期等、女性のライフステージごとの健康課題に起因する望まない離職等を防ぎ、女性が活躍し、また、健やかで充実した毎日を送ることができるよう、プライバシーに十分配慮した上で、事業主健診（労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断）において、月経随伴症状や更年期障害等の早期発見に資する項目を問診等に加え、その実施を促進する。」とされた。Ⅲ 個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現、（7）生涯にわたる健康への支援にも再掲とされている。

これらのことにより、上記の趣旨を踏まえた健診項目の追加が求められた。

＜労働安全衛生法に基づく健康診断への位置づけ＞

「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」報告書（平成28年）では、「定期健康診断等の診断項目は、当該診断項目単独、又は他の項目と併せて、義務とされている就業上の措置を行うためのデータとすることが期待できるものであり、その上で、努力義務である保健指導においても活用するものであることが必要」とされている。

女性の健康課題については、論文検討では作業関連疾患として、夜勤やセデンタリーワークについては可能性があると考えられたが、過度に就業制限をかけることの不利益可能性について十分な検討が必要との研究報告があった。

一般定期健康診断における女性の健康に関する健診項目の考え方②

<健診情報の取扱い>

プライバシーの観点では、事業者には知られたくないという方に配慮する必要があること、全ての健康情報は個人情報として配慮すべき事項であり、それを上回って事業者が責任を果たすべき内容であった場合に、初めて事業者はその情報を取得するという正当性を持つことから、一般定期健康診断において女性の健康課題に関する個人情報を事業者が知るという意味はあるのかという意見があった。

<労働者の女性の健康課題に関する支援ニーズ>

一方、月経困難症、更年期障害等により仕事上の困難を感じていたり、会社からの支援の必要性を感じている女性労働者は少なくないという研究報告があった。また、女性の健康、特に月経困難症等で一番難しいのは、本人が自分の健康上の不具合を疾患だと思わない、むしろ自覚症状がないというように捉えてしまうということが非常に問題であるという意見があった。

<諸外国の状況>

諸外国においては、英国では、2010年平等法（the Equality Act 2010）にて、1つ以上の保護特性を持つ人が不利益な取り扱いから保護される権利について述べられており、更年期障害の症状が女性の通常の日常活動を遂行する能力に長期的かつ重大な影響を及ぼす場合、これらの症状は障害とみなされる可能性があり、合理的調整（reasonable adjustments）の対象になり得ることが指摘されているという研究報告があった。

<健診の実施方法>

健診の実施方法については、血液検査による更年期障害の判定は難しいという意見や、既存の質問紙については、質問数が多すぎることや質問紙のスコアは重症度を必ずしも反映しないことからスクリーニングとしては適さない可能性があること、臨床場面では困っていることを重視することや、職場に知られたくない労働者も存在していることに留意が必要との研究報告があった。

また、健診において評価を行うからには、その後の対応ができることが必要であり、単に評価をするだけでは問題であるという意見があった。

これらを踏まえ、健診の機会を活用し、労働者本人への気づきを促し、必要な場合の早期受診のほか、女性の健康課題に対する配慮を申し出やすい職場づくりにもつながるよう、「一般健康診断問診票」※に女性の健康に関する質問を追加してはいかがか。

なお、「一般健康診断問診票」が効果的に機能するためには、いくつかの課題がある。

※労働者の受診義務と事業者の事後措置の実施義務は課されない。

「一般健康診断問診票」改訂案について

- 森班報告にあった質問例を参考に、以下2問を作成。

回答については、事業者結果を知られたくない労働者の権利を配慮すべく「①はい、②いいえ、③どちらとも言えない」とした。

質問32：女性に関連する健康問題で職場において困っていることがありますか。

①はい、②いいえ、③どちらとも言えない

質問33：（質問32に「はい」と回答された方）職場において相談したいこと（配慮してほしいこと）がありますか。

①はい、②いいえ、③どちらとも言えない

<参考：森班報告書>

- ・（女性に関連する健康問題で）職場において困っていることがありますか。
- ・職場において相談したい（配慮してほしいこと）がありますか。

- 「女性に関連する健康問題」の説明についてどのように取り扱うか。

例えば注釈として以下を挿入するのはいかがか。

「女性に関連する健康問題」とは、月経困難症、更年期障害などを指します。

「一般健康診断問診票」改訂案①

No.	質問項目	回答
1	これまでに、重量物の取扱いの経験がありますか。	①はい ②いいえ
2	これまでに、粉塵の取扱いのある業務経験がありますか。	①はい ②いいえ
3	これまでに、激しい振動を伴う業務経験がありますか。	①はい ②いいえ
4	これまでに、有害物質の取扱いのある業務経験がありますか。	①はい ②いいえ
5	これまでに、放射線の取扱いのある業務経験がありますか。	①はい ②いいえ
6	現在の職場では、どのような勤務体制で働いていますか。	①常時日勤 ②常時夜勤 ③交替制（日勤と夜勤の両方あり）
7	現在の職場での、直近1ヶ月間の1日あたりの平均的な労働時間はどのぐらいですか。	①6時間未満 ②6時間以上8時間未満 ③8時間以上10時間未満 ④10時間以上
8	現在の職場での、直近1ヶ月間の1週間あたりの平均的な労働日数はどのぐらいですか。	①3日間未満 ②3日間以上5日間未満 ③5日間 ④6日間以上

「一般健康診断問診票」改訂案②

No.	質問項目	回答
	現在、aからcの薬の使用の有無{※}	
9	a. 血圧を下げる薬	①はい ②いいえ
10	b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射	①はい ②いいえ
11	c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬	①はい ②いいえ
12	医師から、脳卒中（脳出血、脳梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
13	医師から、心臓病（狭心症、心筋梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
14	医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっているといわれたり、治療（人工透析など）を受けていますか。	①はい ②いいえ
15	医師から、貧血といわれたことがありますか。	①はい ②いいえ
16	現在、たばこを習慣的に吸っていますか。 (※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、条件1と条件2を両方満たす者である。 条件1：最近1か月間吸っている 条件2：生涯で6か月間以上吸っている、又は合計100本以上吸っている)	① はい（条件1と条件2を両方満たす） ② 以前は吸っていたが、最近1か月間は吸っていない（条件2のみ満たす） ③ いいえ（①②以外）
17	20歳の時の体重から10kg以上増加していますか。	①はい ②いいえ
18	1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施していますか。	①はい ②いいえ
19	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施していますか。	①はい ②いいえ
20	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速いですか。	①はい ②いいえ
21	食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。	①何でもかんで食べることができる ②歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある ③ほとんどかめない
22	人と比較して食べる速度が速いですか。	①速い ②ふつう ③遅い

※医師の診断・治療のもとで服薬中の者を指す。

「一般健康診断問診票」改訂案③

No.	質問項目	回答
23	就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ありますか。	①はい ②いいえ
24	朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。	①毎日 ②時々 ③ほとんど摂取しない
25	朝食を抜くことが週に3回以上ありますか。	①はい ②いいえ
26	お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度はどのくらいですか。 （※「やめた」とは、過去に月1回以上の習慣的な飲酒歴があった者のうち、最近1年以上酒類を摂取していない者）	① 毎日 ⑤ 月に1～3日 ② 週5～6日 ⑥ 月に1日未満 ③ 週3～4日 ⑦ やめた ④ 週1～2日 ⑧ 飲まない（飲めない）
27	飲酒日の1日当たりの飲酒量 日本酒1合（アルコール度数15度・180ml）の目安： ビール（同5度・500ml）、焼酎（同25度・約110ml）、 ワイン（同14度・約180ml）、ウイスキー（同43度・60ml）、 缶チューハイ（同5度・約500ml、同7度・約350ml）	① 1合未満 ② 1～2合未満 ③ 2～3合未満 ④ 3～5合未満 ⑤ 5合以上
28	睡眠で休養が十分とれていますか。	①はい ②いいえ
29	運動や食生活等の生活習慣を改善しようと思っていますか。	①改善するつもりはない ②改善するつもりである（概ね6か月以内） ③近いうちに（概ね1か月以内）改善するつもりであり、 少しずつ始めている ④既に改善に取り組んでいる（6か月未満） ⑤既に改善に取り組んでいる（6か月以上）
30	生活習慣の改善について、これまでに特定保健指導を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
31	何か健康について相談したいことがありますか。	①はい ②いいえ
32	女性に関連する健康問題 [*] で職場において困っていることがありますか。	①はい ②いいえ ③どちらとも言えない
33	（質問32に「はい」と回答された方） 職場において相談したいこと（配慮してほしいこと）がありますか。	①はい ②いいえ ③どちらとも言えない

※「女性に関する健康問題」とは、月経困難症、更年期症状などを指します。

「一般健康診断問診票」改訂案に関する課題①

＜具体的質問項目にそれぞれに対する健診機関の医師の対応に関する課題＞

質問32：「女性に関連する健康問題」で職場において困っていることがありますか。

問診票にて「はい」と回答があった場合、

- 健診担当医はどのような対応をするか。
→医療機関への受診の要否を判断する。
(必要に応じて医療機関への受診勧奨、相談内容に関する情報提供等を行う)
- 産婦人科以外を専門とする医師も上記対応が可能か。
→活用できるツールの作成や健診を行う医師への情報提供、研修等が必要ではないか。

質問33：（質問32に「はい」と回答された方）職場において相談したいこと（配慮してほしいこと）がありますか。

問診票にて「はい」と回答があった場合、

- 健診機関の医師は、（例えば、更年期障害により夜勤が辛いと回答した労働者に対し、）回答した労働者の業務内容や職場環境を把握しきれていない中で、どのような対応をするか。
 - ・労働契約内容、職場環境情報が無い中で、適切な医師の意見を述べることはできるのか。
 - ・健診機関の医師は労働者の就業相談について代弁する機能を持つのか。
- この質問があることで、労働者は健診機関の医師に自身の健康状況や就業希望について代弁してもらうことを期待しないか。

「一般健康診断問診票」改訂案に関する課題②

<健診後の事業者対応に関する課題>

- 健診後、事業者は健診結果をどのように入手するのか。
 - 従来の「一般健康診断問診票」の取扱と同様に、事業者は個別の労働者に関する結果は入手しない／できない
ただし、産業保健や健康経営の推進に資する取り組み等を行う企業においては、労働者に説明した上で、統計情報を入手し、取り組みに活用することが考えられるのではないかな。
 - ※事業場に女性が10人未満在籍するなど、個人が特定されやすい場合は提供を行わない等の配慮が必要ではないかな。
 - 参考：労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル
集計・分析の単位が少人数である場合には、当該集団の個々の労働者が特定され、当該労働者個人のストレスチェック結果を把握することが可能となるおそれがあることから、集計・分析の単位が10人を下回る場合には、集団ごとの集計・分析を実施した実施者は、集計・分析の対象となる全ての労働者の同意を取得しない限り、事業者に集計・分析の結果を提供してはならないものとする。
- 健診後、事業者はどのような対応を行うのか。
 - 産業医や産業保健スタッフのいない小規模事業場においても実施可能な対応は何か。
 - 女性の健康課題に関する啓発・研修等を行い女性の健康課題について理解のある職場環境の整備を行う。
 - ⇒啓発・研修資材等が必要ではないかな。
 - 健診の枠組を超えて、労働者から申し出があった場合、労働者の健康状態や職場の状況等に応じた対応（健康相談、相談先の紹介等）を検討する。
 - ⇒事業者が参考にできるようなツール等が必要ではないかな。

「一般健康診断問診票」改訂案に関する課題③

＜健診の実施に関する課題＞

- 巡回健診で実施可能な内容（時間、場所等の確保）であるか。
→問診時の対応について整理が必要。

＜その他の課題＞

- 本人が月経困難症を疾患だと思わない、自覚症状がないと思っていることについて、問診では手当できない。
「女性に関する健康問題」とは、何を指すのか注釈を付けたとしても、回答が難しいことも考えられる。
→啓発資材や問診の補助ツール等が必要ではないか。
- 質問と質問後の対応が結びつく内容となっているか。